

除雪活動にかかる保険の掛金も補助対象経費となりました



どのような保険の掛金が対象になりますか？

- 除雪活動のために加入した賠償責任保険等の保険の掛金が対象となります。
- ✕ 「自治会活動保険」等の幅広い活動を対象とする保険は対象となりません。



誰が支払った保険の掛金が対象になりますか？

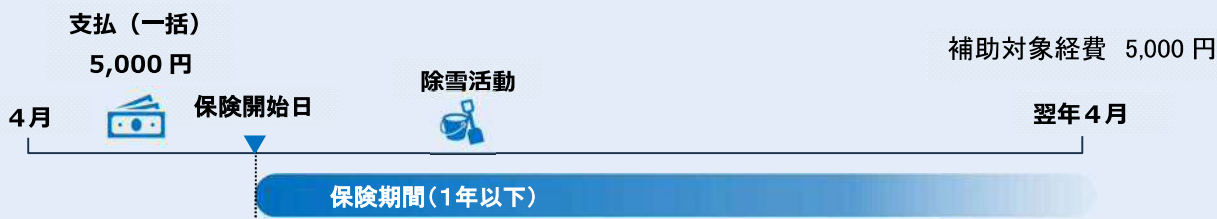
- 町内会等が支払または負担した保険の掛金が対象です。契約者が地区又は個人の場合であっても、町内会が保険の掛金を負担したことを確認できる領収証があれば対象となります。
- ✕ 地区または個人等が支払または負担した保険の掛金は対象となりません。



いつ支払った保険の掛金が対象になりますか？

実施した除雪活動のために、除雪活動の実施と同一年度内に支払った保険の掛金が対象です。ただし、保険期間及び支払回数によって対象経費の算出方法が異なります。

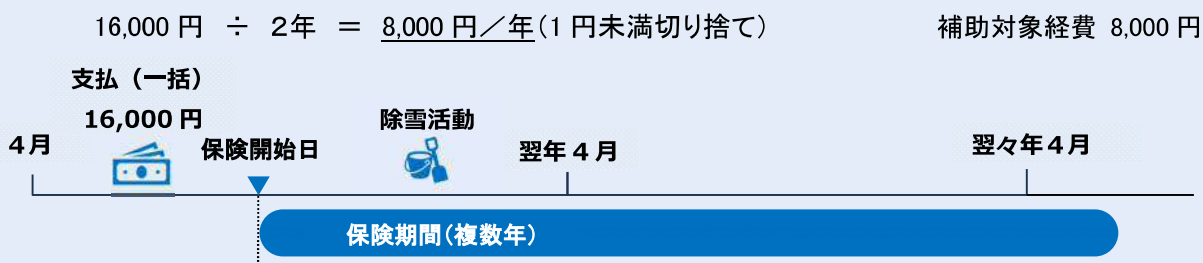
(1) 保険期間が1年以下の場合 … 保険期間の開始年度内に支払った保険の掛金を対象とします。



(2) 保険期間が複数年の場合 … 保険期間1年分相当の保険の掛金を対象とします。

① 一括して支払う場合（例：保険期間 2年、保険の掛金 16,000 円）

保険期間の開始日が属する年度において、保険の掛金額を保険期間（年）で割った金額を保険期間1年分相当の保険の掛金として対象とします。



② 分割して支払う場合（例：保険期間 2年、保険の掛金 16,000 円）

保険期間が属する年度ごとに、実際に支払った金額を保険期間1年分相当の保険の掛金として対象とします。

